平成２３年（フ）第１６８３号
福岡県糟屋郡粕屋町原町２丁目１番12―303号フラーリッシュ原町
債務者　林田　浩美
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７０１号
福岡県朝倉市甘木1401番地３天神第２団地Ａ２―129
債務者　高田美由紀
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７１１号
福岡県筑紫野市岡田２丁目６番地３
債務者　向井　万里
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８７９号
福岡市南区的場２丁目８番1407号
債務者　江口　慶洋
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８８２号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目87番地　ロイヤルハイツ博多南306号
債務者　池永　利夫
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８８３号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目87番地　ロイヤルハイツ博多南306号
債務者　池永　靖史
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８８８号
福岡市南区向新町２丁目６番１―102号
債務者　山下聡こと　山下　智史
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９２２号
福岡県太宰府市青葉台１丁目18番９号
債務者　加藤　一豊
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９２３号
福岡県太宰府市青葉台１丁目18番９号
債務者　加藤　久美
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９３５号
福岡県福津市津屋崎７丁目25番27号ニューライフ津屋崎Ⅱ101号
債務者　吉田　裕介
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９３６号
福岡県福津市津屋崎７丁目25番27号ニューライフ津屋崎Ⅱ101号
債務者　吉田みずえ（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９３７号
福岡市城南区神松寺１丁目14番16号
債務者　進藤　保男
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９５０号
福岡市西区石丸３丁目17番２―706号
債務者　原口　正博
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９５８号
福岡市東区和白３丁目21番10―102号
債務者　津川　直喜
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９５９号
福岡市東区和白３丁目21番10―102号
債務者　津川　朝子（旧姓宮地）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９９３号
福岡市中央区港２丁目１番24―707号
債務者　恵見　正治
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２００６号
福岡市東区三苫４丁目５番28―201号
債務者　正司　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２００９号
福岡市西区姪の浜２丁目９番24―809号
債務者　柴田　　忠
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部